

軍用の化学製剤

第一輸出管理事務所 米満啓

1. 輸出令1項(13)規制品(解釈で挙げた)はいくつある？

実は私も最近まで正解(21種)を知りませんでした。恥ずかしながら運用通達の記述(下記)を詳しく読んだことがなかったので。

1項(13)解釈；軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤

〇-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)…[*1](#)、〇-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)…[*2](#)、〇-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(〇-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、〇-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類…[*3](#)、S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート(S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類…[*4](#)、2-クロロエチルクロロメチルスルフィド…[*5](#)、ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)…[*6](#)、ビス(2-クロロエチルチオ)メタン…[*7](#)、1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)…[*8](#)、1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン…[*9](#)、1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン…[*10](#)、1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン…[*11](#)、ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル…[*12](#)、ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名〇-マスタード)…[*13](#)、2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)…[*14](#)、ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)…[*15](#)、トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)…[*16](#)、ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)…[*17](#)、ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)…[*18](#)、トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)…[*19](#)、サキシトキシシ…[*20](#)、リシン…[*21](#)を含む。

どうです？ ゴチャゴチャ沢山書いてあって中々手ごわいでしょう？ 規制物質名も長々として(「ナントカアルキル化合物」という調子で)いますからね。おまけにこの「ナントカアルキル化合物物質」式記述、3項(1)/貨物等省令2条にも何度か登場するので区別が困難。読む者にとって甚だ消化に悪いと思いませんか？

2. この 21 種規制の源流はどこだ？

輸出法令以外で「炭素数 1~3 のナントカアルキル化合物」というスタイルの条文が登場する法令が 1 つあります。それが化学兵器禁止法施行令（以下「施行令」）です。

前頁で挙げた 21 物質は、次に示す通り、施行令別表の「特定物質（毒性物質）」と完全に一致します。

施行令別表の記述…「特定物質（毒性物質）」	輸出令 1 項(13)解釈の記述
(一) O—アルキル // アルキルホスホノフルオリダート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）	O—アルキル=アルキルホスホノフルオリダート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が 10 以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。）
(二) O—アルキル // N・N—ジアルキル // ホスホルアミドシアニダート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N—ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）	O—アルキル=N・N—ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が 10 以下であり、かつ、N・N—ジアルキルのアルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。）
(三) O—アルキル // S—二—ジアルキルアミノエチル // アルキルホスホノチオラート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S—二—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	O—アルキル=S—2—ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート（O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が 10 以下であり、かつ、S—2—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
(四) S—二—ジアルキルアミノエチル // ヒドロゲン // アルキルホスホノチオラート（S—二—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	S—2—ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート（S—2—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類

施行令別表の記述…「特定物質（毒性物質）」	輸出令1項(13)解釈の記述
(五) 二クロロエチルクロロメチルスルフィド	2-クロロエチルクロロメチルスルフィド
(六) ビス(二クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)
(七) ビス(二クロロエチルチオ)メタン	ビス(2-クロロエチルチオ)メタン
(八) 一・二-ビス(二クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)	1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)
(九) 一・三-ビス(二クロロエチルチオ)-n-プロパン	1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン
(一〇) 一・四-ビス(二クロロエチルチオ)-n-ブタン	1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン
(一一) 一・五-ビス(二クロロエチルチオ)-n-ペンタン	1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン
(一二) ビス(二クロロエチルチオメチル)エーテル	ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル
(一三) ビス(二クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)	ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード)
(一四) 二クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト一)	2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1)
(一五) ビス(二クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト二)	ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2)
(一六) トリス(二クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト三)	トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3)
(一七) ビス(二クロロエチル)エチルアミン(別名HN一)	ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1)
(一八) ビス(二クロロエチル)メチルアミン(別名HN二)	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)
(一九) トリス(二クロロエチル)アミン(別名HN三)	トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3)
(二〇) サキシトキシシ	サキシトキシシ
(二一) リシ	リシ

3. 「そのまた源流」はどこだ？

化学兵器禁止法施行令という名称から御推察の通り、出発点は CWC にあります。その詳細は OPCW サイトに掲載されているので、ここでは概略のみ記します。

(<https://www.opcw.org/chemical-weapons-convention/annexes/annex-on-chemicals/>)

CWC	施行令	輸出令／貨物等省令	
Schedule 1	特定物質		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; text-align: center;">軍用の化学製剤</div>
A. Toxic Chemicals	(毒性物質)	1 項(13)	
B. Precursors	(原料物質)	3 項(1)／2 条 1 項三号イ～ホ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 三号； 軍用化学製剤と同等の毒性物質の原料物質 </div>
Schedule 2	第 1 種指定物質		
A. Toxic Chemicals	(毒性物質)	3 項(1)／2 条 1 項二号イ～ハ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 二号； 軍用化学製剤と同等の毒性物質 </div>
B. Precursors	(原料物質)	3 項(1)／2 条 1 項三号へ～タ	
Schedule 3	第 2 種指定物質		
A. Toxic Chemicals	(毒性物質)	3 項(1)／2 条 1 項二号ニ～ト	
B. Precursors	(原料物質)	3 項(1)／2 条 1 項三号レ～ヤ	

なお、省令 2 条 1 項一号物質が表中に登場しませんが、おそらく「あまりにも一般的な物質」で CWC の対象にふさわしくないとされたためでしょう。CWC では規制物質を選ぶに際し、「懸念用途以外での使用がほとんどない」(Schedule1)、「懸念用途以外での商業上多量の生産がない」(Schedule2,3) を基準にしていますから。

但し AG リストには 2 条 1 項一号品も掲載されています。

4. CWC 規制の Schedule 間の軽重

外務省サイトに CWC 訳文あり。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/jyovaku/pdfs/07.pdf>

Schedule 間の違いを見るため、ごくかいつまんで要約すると、次のような感じでしょうか。

	毒性の評価	原料としての評価	備考(化学兵器禁止法 2 条での扱い)
Schedule 1	高度な危険	規制物質生産の「単一の最終段階」で使用	特定物質；化学兵器製造に用いられる「おそれ」が高い
Schedule 2	相当な危険	生成の最終段階における「化学反応の 1」で使用	第 1 種指定物質；「おそれ」があるかつ他用途の用例少ない
Schedule 3	危険	生産において重要	第 2 種指定物質；「おそれ」ありかつ他用途の用例まあまり

3月6日の本欄 (<http://www.1st-xcont.com/ABCofLicenceApplication.pdf>) で、通達が3項(1)の許可申請手続きについて、ややこしい書き方をしていることを「なぜなんだろう」と記しましたが、CWCの規定を頭に入れると理解できそうな気がします。

輸出令	省令項番	い①	は①	は②	に①	に②	備考
1項(13)		E1 本省					CWC/Schedule1A 品ゆえ 超 厳格 (通達には言及ないが 「に②」許可発給は無理?)
3項(1)	2条1項一号	A 局	B1 局		D1 本省		CWC品ではないので 普通 の難度
	2条1項二号 イ～ハ	A 局	B1 局	D3 本省		不許可	CWC/Schedule 2 A 品ゆえ 相 当に厳格
	ニ～ト	A 局	B1 局	D3 本省		D4 本省	CWC/Schedule3A 品ゆえ 幾 分厳格
	2条1項三号 イ～ホ	B1 本省	B1 本省	D2 本省		不許可	CWC/Schedule1B 品ゆえ 相 当に厳格 (但し前駆物質につき 1A品より ややオマケ か)
	へ～タ	A 局	B1 局	D3 本省		不許可	CWC/Schedule 2 B 品ゆえ 相 当に厳格
	レ～ヤ	A 局	B1 局	D3 本省		D4 本省	CWC/Schedule3B 品ゆえ 幾 分厳格

5. 用語法に異議あり

以上の整理で、理屈面は大体スッキリしました。スッキリしないのは法令の言葉遣いです。

5-1 「軍用化学製剤」・「軍用化学製剤の原料」・「軍用化学製剤同等毒物」・「同等毒物の原料」

言葉の意味から考えると、上記4者の関係は次のようになるでしょう。

毒性物質	その原料
「高度な危険」の軍用化学製剤(甲) …1項(13)	軍用化学製剤(甲)の原料(乙) …省令2条1項三号イ～ホ
「相当な危険」の軍用化学製剤同等毒物(丙) …省令2条1項二号イ～ハ	「同等毒物」(丙)の原料(丁) …省令2条1項三号へ～タ
「危険」の軍用化学製剤同等毒物(戊) …省令2条1項二号ニ～ト	「同等毒物」(戊)の原料(己) …省令2条1項三号レ～ヤ

私に理解できないのは

- i 省令2条1項三号柱書の「軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として…」という表現。(丁)・(己)と違い、(乙)は本来なら「軍用の化学製剤の原料」の筈なのに。

省令中で「軍用の化学製剤の原料」の表現が登場するのは2条1項一号です。同号の物質はCWC対象外(AGリストに曰く「CWC-Schedule not listed」)ですから、危険度もCWC品より下と言えるでしょう。下表の通り許可申請手続きの難度も一号は三号ほどではありません。

	CWC	危険度	省令2条1項	許可申請手続
(乙)	Schedule 1Bの原料	◎	三号イ～ホ	「同等毒物」の原料 相当に厳格
(丁)	Schedule 2Bの原料	○	三号へ～タ	「同等毒物」の原料 相当に厳格
(己)	Schedule 3Bの原料	▲	三号レ～ヤ	「同等毒物」の原料 幾分厳格
番外	条約外の原料	△	一号	「軍用化学製剤そのものの原料」 普通の難度

そこでもう1つ理解できないのが

- ii 言葉の意味としては「軍用化学製剤そのものの原料」の方が、「軍用化学製剤と同等の毒物の原料」よりも危険な筈だが、法令上の位置づけが反対になっていること。

省令を書かれた方は、ちょっと独特な語感をお持ちだったのでしょ。

5-2 軍用って何だ？

これまでの考察から、1項(13)の化学製剤規制対象は「CWCのSchedule 1A品」+「その他の軍用化学製剤」であることが分かりました。

おそらく「その他の軍用化学製剤」への規制は我が国独自のものと思います。それによりどこまで規制対象が広がるのかを考えてみましょう。

i 趣旨自体は理解できる

なぜなら CWCがカバーしていなくても化学兵器は化学兵器ですから。たとえばジメチルアミンのような省令2条1項一号該当原料を用いて作られた化学兵器が、単にCWC品でないという理由で規制から外されてよい筈がありません。(原料がダメで兵器そのものがOK、なんてわけないですよ) また今話題のノビチョークのような、まだCWCとの関係が不明な化学兵器も存在します。

しかし、だからといって無闇に「アレもコレも軍用」と決めつけられるのも困ります。

ii 「軍で使われるものイコール軍用」なのか？

もし「軍で使われるものイコール軍用」と決めつけたらどうなるでしょう？ 自衛隊（と傘下機関）で使われるあらゆる化学品が規制対象になる（ように見える）のではありませんか？ それがたとえ体育学校選手用の栄養剤であっても軍用だろ、と。

そもそも私たちが取り締まり対象としていたのは化学兵器だった筈ではありませんか。その際、CWCに限定していたのでは穴が生ずるから「それ以外でもアブナイものも視野に」という流れだった筈なのに、たまたま「軍用という言葉」を使ったばかりに「アレもコレも規制しなきゃ」というのでは本末顛倒といわざるを得ません。

なお<核兵器等開発等省令>の用語法においても、「軍で使う＝軍用」ではないように思われます。詳しくは<附録>を御覧ください。

iii では「軍用イコール化学兵器」と限定すればよいのか？

いいえ、それでもまだ十分にピン트가合っているとは言えません。理由は、14項(9)を見ればわかります。

貨物等省令 13 条 8 項の記述	備考
一 ブロモベンジルシアニド	催涙剤（「CA ガス」）
二 クロロベンザルマロノニトリル	催涙剤（「CS ガス」）
三 クロロアセトフェノン	催涙剤（旧陸軍の「みどり剤」）
四 ジベンズー (b・f) -1・4-オキサゼピン	催涙剤（英国防省が開発した「CR ガス」） なお英文名「Dibenz-(b, f)-1, 4-oxazepine」 からすると本号のカナ表記「オキサゼピン」は誤りと思われる
五 N-ノナノイルモルホリン	催涙剤
六 ジフェニルクロロアルシン	くしゃみ剤（旧陸軍の「あか剤」）
七 ジフェニルアミンクロロアルシン （アダムサイト）	くしゃみ剤（米英軍に使用例）
八 ジフェニルシアノアルシン	くしゃみ剤（旧陸軍の「あか剤」）

備考欄からも明らかと思いますが、これら 14 項(9)品も化学兵器（「非致死性化学兵器」）です。また催涙剤・くしゃみ剤は暴動鎮圧剤とも呼ばれますが、これを「戦争の方法として使用」することはCWCの1条5項で禁止されています。（CWCでもマークしているわけです）

ではこれらは化学兵器として1項(13)対象にもなるのか？ そんなわけがありません。

それでは困るということで、1項(13)の規制対象から「14項該当品除く」ことで対処しようと思いつく人がいるかもしれませんが、そんな小細工は勿論ダメ。理由は簡単で「14項非該当の…つまり「よりヤワな」…催涙ガス・くしゃみ剤が（ヤワだったことが理由で）1項(13)該当」という理屈になってしまうからです。（たとえばトウガラシスプレー）

そもそも 14 項品とは、ワッセナー協定 (WA) でいうところの Munitions List (ML) 規制品、すなわち軍需品を指します。言葉の上からも「軍用の化学製剤」に当たることは明らかでしょう。でもそこで「軍需品は軍用品ではない」などと言い出したら禅問答ですよ。

iv 私案「致死性化学兵器としての使用に適した」

以上を踏まえての私案を記します。

「軍用の」を「致死性化学兵器としての使用に適した (suitable な)」と定義してはどうでしょうか？ ポイントは次の3点です。

- a 「化学兵器」という言葉を加えることで、栄養剤のような「実質的な民生品」を排除
- b 「致死性」という言葉により、暴動鎮圧用のものを排除
- c 単に「使用することができる」(usable)という表現では、「非現実的ではあるが致死性化学兵器としての使用も論理的にはありうる」という拡大解釈を招く。よって「suitable」を選んだ

仮に本提案をヨシとしていただけた場合の話ですが、併せて表現も箇条書きに改めると、読みやすさが向上するのではないかと思います。たとえば下記の如く

<p>1 項(13)解釈；軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤 致死性化学兵器としての使用に適した化学製剤であって、次のものを含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。) 2. O-アルキル=N・N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。) 3. O-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 4. S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート (S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 5. 2-クロロエチルクロロメチルスルフィド 6. ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス) 7. ビス(2-クロロエチルチオ)メタン 8. 1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード) 9. 1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン 10. 1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン 11. 1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン 12. ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル 13. ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O-マスタード) 14. 2-クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト1) 15. ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト2) 16. トリス(2-クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト3) 17. ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名HN1) 18. ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2) 19. トリス(2-クロロエチル)アミン(別名HN3) 20. サキシトキシシン 21. リシン

<附録> 「核兵器等開発等省令」の考察

参考まで、表題省令（ここでは旧称の「おそれ省令」と呼びます）における「軍用の化学製剤」の意味について考えてみます。

まずは条文；

おそれ省令

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該貨物が核兵器、**軍用の化学製剤**若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下本則において「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは**別表に掲げる行為**のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。（註；二・三は略）

別表（註；一から五は略）

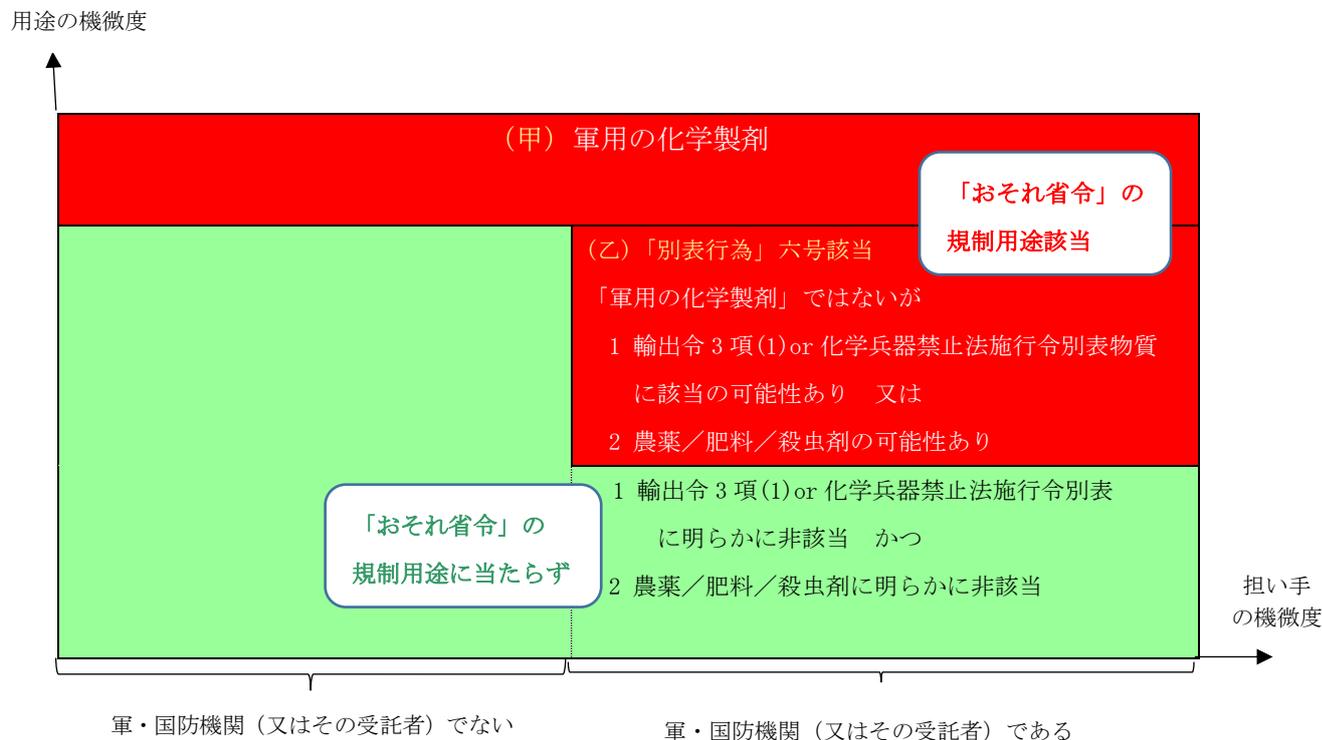
六 **化学物質の開発若しくは製造（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機（本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のものを除く。）の開発等又は宇宙に関する研究（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。**

省令で言及された「告示」（経済産業省告示第761号 平成13年12月28日）

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究は次のとおりとする。（註；二は省略）

- 一 経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造とは、化学物質の開発又は製造であつて、次のいずれにも該当しないことが明らかなものをいう。
 - 1 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の3の項(1)の中欄に掲げる貨物又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令(平成7年政令第192号)別表に掲げる物質の開発又は製造
 - 2 農薬(殺菌剤を含む。)、肥料又は殺虫剤の開発又は製造

図解するとこんな具合です。



そこから言えるのは「軍・国防機関（又はその受託者）が担い手」⇔「軍・国防機関が利用」
であっても「自動的に軍用の化学製剤と見なす」ものでない、ということです。

ではどこまでを「軍用の化学製剤」とすべきか。「おそれ省令」の趣旨からすると、大量破壊兵器キャッチオール規制の文脈から考えるべきでしょう。実際、前頁の告示で挙げた

- 1 輸出令 3 項(1) or 化学兵器禁止法施行令別表物質
- 2 農薬/肥料/殺虫剤

はいずれも大量破壊兵器の関連品です。14 項(9)が規制するような催涙剤・くしゃみ剤は、この系譜に連なるものとはいえ、したがってここでも「軍用の化学製剤」に含めぬのが妥当と思います。

すなわち「おそれ省令」においても「軍用の化学製剤」を、「致死性化学兵器としての使用に適した化学製剤」と理解してはどうか、という結論になるわけです。